

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）」の公布に伴い、本条例に規定される所要の経過措置を定める一部改正を行うものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。